平成２６年（フ）第８６７２号
東京都大田区西糀谷３丁目36―５―1001
債務者　齋藤　陽介
1　決定年月日時　平成26年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月４日まで
5　免責審尋期日　平成26年11月４日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第８６７３号
東京都足立区梅田５丁目19―19
債務者　田邉　正道
1　決定年月日時　平成26年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月４日まで
5　免責審尋期日　平成26年11月４日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第８６７８号
東京都世田谷区宇奈根２丁目10―21―103
債務者　渡邊　良子
1　決定年月日時　平成26年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月４日まで
5　免責審尋期日　平成26年11月４日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第８７３３号
千葉県市川市八幡３―８―23　プリンセス三善206号室、住民票上の住所東京都江戸川区上篠崎３丁目16―11
債務者　青木　隆文
1　決定年月日時　平成26年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月４日まで
5　免責審尋期日　平成26年11月４日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第８７３４号
東京都八王子市別所２丁目46―３―301
債務者　平井　雅浩
1　決定年月日時　平成26年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月４日まで
5　免責審尋期日　平成26年11月４日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第８７３５号
東京都港区白金１丁目１―７―303
債務者　櫻庭　幸恵
1　決定年月日時　平成26年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月４日まで
5　免責審尋期日　平成26年11月４日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第８７３７号
東京都葛飾区宝町１丁目24―８
債務者　渡部　静江
1　決定年月日時　平成26年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月４日まで
5　免責審尋期日　平成26年11月４日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１０１９号
横浜市戸塚区吉田町1229番地　吉田町住宅205号
債務者　井上なぎさ
1　決定年月日時　平成26年９月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月４日まで
5　免責審尋期日　平成26年11月５日午後４時20分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第３９４号
静岡市駿河区丸子１丁目11番20号
債務者　岡本　悦子
1　決定年月日時　平成26年９月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月４日まで
5　免責審尋期日　平成26年11月５日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第２８６号
岡山市南区藤田425番地106
債務者　服部　光次
1　決定年月日時　平成26年９月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月４日まで
5　免責審尋期日　平成26年11月19日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第３１５号
岡山市東区可知３丁目８番９号201
債務者　下村　洋子（旧姓七村）
1　決定年月日時　平成26年９月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月４日まで
5　免責審尋期日　平成26年11月５日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第６３号
石川県小松市白江町ロ81番地１　フランシェル102号室
債務者　山口　裕太
1　決定年月日時　平成26年９月４日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月５日まで
5　免責審尋期日　平成26年11月13日午後２時
金沢地方裁判所小松支部

平成２６年（フ）第４３号
熊本県八代市古閑浜町3294番地
債務者　吉本　忠行
1　決定年月日時　平成26年９月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月５日まで
5　免責審尋期日　平成26年11月６日午前10時
熊本地方裁判所八代支部

平成２６年（フ）第１３２７号
横浜市瀬谷区阿久和西３丁目14番地１　エステート三ツ境103
債務者　掛川　剛行
1　決定年月日時　平成26年９月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月６日まで
5　免責審尋期日　平成26年11月７日午後４時20分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第１２０号
釧路市阿寒町阿寒湖温泉５丁目３番５―302号
債務者　坪田　　哲
1　決定年月日時　平成26年９月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月７日まで
5　免責審尋期日　平成26年11月12日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２６年（フ）第８６１０号
東京都武蔵野市境１丁目24―３　メゾンドールC
債務者　相馬　元章
1　決定年月日時　平成26年９月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月11日まで
5　免責審尋期日　平成26年11月11日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部